令和8年度
鎌倉市相談支援包括化推進員　採用試験受験案内

鎌倉市健康福祉部福祉総務課

この試験は、複合的な生活課題を抱える人や世帯に関する相談支援や事務等を行う会計年度任用職員を採用するために行うものです。

1　職名、採用予定人数、職務内容、受験資格

職種	相談支援包括化推進員
採用予定人数	1名
職務内容	複雑で複合的な生活課題を抱える人や世帯に対し、庁内関係課及び支援関係機関との連絡調整、相談対応、ケース記録・資料作成、社会参加への橋渡し、社会参加にかかる地域資源の把握・開拓、重層的支援会議の運営、研修の企画・実施等を通じて、包括的な支援体制の推進に取り組む。 ①相談対応、アセスメント、プラン作成、支援の実施に係る業務に関すること ②重層的支援会議及び福祉支援会議を開催すること ③社会参加にかかる地域資源の把握及び開拓を行うこと ④支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集を行うこと ⑤支援対象者及びその世帯との関係性構築に向けた継続的な対応を行うこと ⑥家庭訪問及び同行支援に係る業務に関すること。 ⑦その他、①～⑥の職務に付随すること
受験資格	次のア、イの要件を満たす方。 ア　以下の資格及び経験のいずれかをお持ちの方 1. 社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格を有する方 2. 社会福祉法に規定する社会福祉事業の相談支援事務または同等の相談支援業務に3年以上従事した経験を有する方 イ　パソコン操作（ワードによる文書作成・エクセルによる表作成等）が可能な方

※　次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

（1）　中学校及び高等学校在学中（卒業見込みを含む）の方

（2）　地方公務員法第 16 条の規定に該当する方

ア　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ　鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2　勤務条件

身分	地方公務員法第 22 条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任期	令和8年4月1日から令和9年3月 31 日までのうち市が指定する期間 但し、令和8年4月1日からの採用が難しい場合は採用時期を調整することも可。(任期の更新については、勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合に4回(最長5年度)まで可能です。)
勤務地	鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町 18 番 10 号) 鎌倉市健康福祉部福祉総務課
勤務日数	月16日
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12 月 29 日から翌年1月3日まで)
勤務時間	原則午前9時～午後5時(休憩1時間を除く) ※ただし、所属長が必要と認めるとき、勤務時間帯が変更になる場合があります。
休暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇　等
報酬	日額 16,800 円 その他、期末勤勉手当の支給あり
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償。自転車等の場合は使用距離に応じた額を支給)
加入保険	雇用保険、厚生年金、健康保険の加入あり その他、公務災害補償の適用あり

3 試験の方法

（1）選考試験

面接試験を行います。

ア 試験日

令和8年2月 12 日（木）から2月 18 日（水）のうち指定する日時に実施予定

イ 試験会場

鎌倉市役所（鎌倉市御成町 18 番 10 号）

（2）合格発表

令和8年2月下旬予定。個別に郵送にてお知らせします。

4 合格から採用まで

（1）最終合格者は、相談支援包括化推進員採用候補者名簿に成績順に登載され、令和8年4月1日以降の採用となります。

（2）採用候補者名簿登載の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月 31 日までです。

（3）受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。

5 受験手続

（1）申込方法

申込は、福祉総務課へ直接の提出又は郵送での受付となります。

なお、郵送の場合、封筒の表面には「相談支援包括化推進員採用試験　申込書在中」と朱書きし、裏面に必ず御自身の住所、氏名を明記してください。

（2）提出書類

以下「ア」から「ウ」について、提出してください。

ア 鎌倉市相談支援包括化推進員採用試験申込書

※1 顔写真貼付欄に、最近6月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き、縦4cm×横3cm、無背景）を貼付すること（スナップ写真不可）。

※2 記入は自筆又はパソコンでの作成かどちらかお選びください。自筆の場合は黒か青インクのボールペン書きとしてください（鉛筆不可）。

イ 鎌倉市相談支援包括化推進員小論文

※1 テーマ「複雑化・複合化した課題を有する世帯に係る事例検討」

※2 A4用紙　横書き　各項目 400 文字前後で記述してください。

※3 記入は自筆又はパソコンでの作成かどちらかお選びください。

※4 自筆の場合は黒か青インクのボールペン書きとしてください（鉛筆不可）。

ウ 受験資格における資格証の写し（取得見込みの方は見込み証明書）（該当する方のみ）

（3）宛先

〒248-8686　鎌倉市御成町 18 番 10 号　鎌倉市健康福祉部福祉総務課

（4） 受付期間

令和8年1月5日（月）から26日（月）まで（当日消印有効）

（5） 面接試験の日程について

鎌倉市相談支援包括化推進員採用試験申込書等を提出された方には、受験番号や受験日程についてお知らせする通知を後日郵送します。

6 注意事項

（1）「採用試験申込書」は、鎌倉市役所本庁舎受付、鎌倉市役所福祉総務課で配布します。また、鎌倉市役所ホームページからもダウンロードができます。

（2） 受験の際提出された書類はお返ししません。

（3） 試験に関するお問い合わせは下記の連絡先までお願いいたします。

（4） なお、本件は、令和8年度予算議決前の採用準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本採用試験受験案内について実施の効力を失い、採用はいたしません。

試験に関するお問い合わせは下記の連絡先までお願いいたします。

鎌倉市健康福祉部福祉総務課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
電話：0467-61-3436